1. 韓国学大学院 (The Graduate School of Korean Studies)

韓国教育部傘下の韓国学中央研究院の附設機関である韓国学大学院は、韓国学の充実化と世界化に向けた研究院の研究機能と大学院の教育を連携させることで、韓国学の専門人材を育成することを目標として運営されています。

1980年から約30年間、韓国学大学院は韓国学に関する人文·社会科学分野の学術専門大学院として、 少数精鋭の研究を中心とした教育を実施してきており、卒業生はその学問的優秀性を認められ、世界 各国の韓国学教育機関や研究機関で中枢的な役割を果たしております。

現在、35ヶ国からの約140人の外国人留学生を含め、約280人の在学生が次世代を担う韓国学者として成長するため、清溪山に位置する美しいキャンパスで学問的能力を身につけています。

イ.学位および研究課程

1) 募集課程:修士・博士課程および研究(非学位)課程

2) 募集分野

課程	学部	専攻	
	人文	韓国史学、古文書学、哲学、国	
修士•博士		語学、韓国文学	
課程	文化芸術		
		人類学·民俗学、宗教学、音楽	
		学、美術史学、人文情報學•人文地理學	
	社会科学		
		政治学、経済学、社会学、倫理	
		学、教育学	
	グローバル	韓国文化学、古典翻訳学	
	韓国学		
計	4つの学部	16の専攻	
		16の専攻	
研究 プログラム	4つの学部	(学位課程の専攻と同じ)	

3) 願書受付

0

入学志願書は、インターネット(http://www.aks.ac.kr/admission)での出願後、書類は郵便で送付してください。(インターネットでの出願は、出願期間にのみ受付)

○ 入学は春と秋の学期に2回志願可能です。ただし、募集の告知と入学日程は変更になる ことがあります。

入学	募集告知	出願期間	学期開始日
春学期	前年の10月中旬	前年の10月中旬から 11月中旬まで	3月1日

- 4) 特徴・メリット
- 授業料の全額免除
- 入学成績優秀者には月750,000ウォンの国費奨学金を支給
- 無料で利用できる韓国語研修プログラムを運営
- 割安な費用で校内の学生寮の利用が可能
- 少数精鋭の教育を実施(教授1人当たり学生4人が平均)
- 学問間の交流のための学際的協同講義、個別学習や現場学習などを実施
- 公認の国際学術誌に論文が掲載された場合に単位として認める制度を運営
- 5) お問い合わせ・連絡先
- 詳細については下のリンクをご覧ください。
- 1) GSKSのホームページ (韓国語)
- http://www.aks.ac.kr/univ/ : 入学案内➤ 入学関連のお知らせ
- 2) AKSのホームページ (英語)
- http://intl.aks.ac.kr/english/ : お知らせ
- 連絡先: mirang@aks.ac.kr +82-31-708-5310
- ロ.その他の支援プログラム
- 1) 韓国学中央研究院 (AKS) 大学院生フェローシップ (AKS Graduate Fellowship)

供する(博士論文の研究を含む)フェローシップ・プログラムを運営しています。

- 〇 韓国学専攻の外国の大学院生が韓国で研究を行えるように、6ヵ月間、月90万ウォンを支援する 招待研究プログラムです。
- 2. 韓国学中央研究院フェローシップ・プログラム (AKS Fellowship Program) 韓国学中央研究院は、韓国学分野の海外の研究者や大学院生(博士課程)に韓国で研究する機会を提

申込み資格

人文・社会科学の各分野において韓国をテーマに研究を行っている海外の研究者(大韓民国国籍者の場合、永住権保持者)

- 1) 重鎮学者への支援プログラム:副教授以上の研究者または博士号取得者で、7年以上の研究経歴を持つ者。
- 2) 若手学者への支援プログラム:助教授以下の研究者または博士号取得者で、7年未満の研究経歴を持つ者。
- 3) 博士課程修了者への支援プログラム:海外の大学で博士課程を修了し、論文など学位取得要件を

すべて備えた者(韓国で博士課程を修了した者は除く)。

※ ※過去3年間にAKSフェローシップを受けた方(申請日を基準にしています)は、このプログラムの対象外です。

支援内容

- 1) 渡航費: 往復エコノミークラス(国内滞在者は除く)
- ※ 航空券の有効期間は研究期間を超えてはなりません。
- ※ 航空券費用は実費で支払います。
- 2) 研究支援費
- イ) 重鎮学者への支援プログラム: 月250万ウォン
- ロ) 若手学者への支援プログラム: 月200万ウォン
- ハ) 博士課程修了者への支援プログラム: 月150万ウォン
- ※ 研究支援費は、15日未満の滞在の場合は支給されません。15日以上滞在する場合は、1ヵ月と算定 し、全額が支給されます。
- 3) 図書館をはじめとする当院の各種施設の利用可能
- 4) 当院内のゲストハウスの宿泊料を最大50%減免